

令和7年度
第20期

市民後見人 養成研修説明会

～その人らしい地域生活を支える～

成年後見制度とは、認知症や障害等により自分で十分な判断が困難な人のために成年後見人等を選任して、本人の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守る制度です。

市民後見人には、同じ地域に暮らす住人としてご本人と同じ目線で考え、信頼関係を築きながら支援することが期待されています。

練馬区では毎年市民後見人の養成研修を行っており、今回は令和7年度の研修生を募集します。

私たちと一緒に活動
してみませんか



市民後見人のお二人

日 時

令和 7 年 6 月 11 日 (水)
13:30～16:30

場 所

練馬区立区民・産業プラザ Coconeriホール
練馬区練馬1-17-1 Coconeri3階

※公共交通機関をご利用ください

対 象

- ①テーマに関心のある方
- ②市民後見人として活動を考えている方

②の方は裏面をご確認ください



練馬区社会福祉協議会
ねりま

内 容

【1部】講演「市民後見人と地域福祉」

講師 土肥 尚子弁護士 東京弁護士会

【2部】市民後見人活動報告

実際に市民後見人として活動している方から、お話をうかがいます。

申込み

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

権利擁護センター ほっとサポートねりま

電話 03-5912-4022 または FAX 03-3994-1224

FAXの場合は裏面の申し込み用紙をご利用ください

定員100名

市民後見人として活動できる人

- ☐ 練馬区在住で社会貢献に意欲と熱意のある人
- ☐ 親族以外の後見人等になっていない、これからなる予定のない人
- ☐ 6/11の説明会と入門研修の全ての研修（右表参照）を受講し選考面接を経て、基礎・応用研修を修了した人



- ☐ 練馬区社会福祉協議会と雇用契約を結び、**地域福祉権利擁護事業**における**生活支援員**として活動できる人

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活を送ることが出来るよう支援を行う事業。

生活支援員（75歳定年）

地域福祉権利擁護事業において、支援計画に基づき本人宅に訪問し、支援を行う人。

生活支援員として活動した後、市民後見人の候補者となります。

入門研修の日程

7/9(水) 14:00~16:00	練馬区社会福祉協議会と 権利擁護センターについて
7/11(金) 14:00~16:00	成年後見制度について
7/14(月) 10:00~12:00	障害の理解と対象者理解 (知的障害)
7/22(火) 10:00~12:00	社会保障制度について
7/23(水) 10:00~12:00	認知症について
7/24(木) 10:00~12:00	障害の理解と対象者理解 (精神障害)

※市民後見人養成研修の一部です。

FAX送信用

FAX 03-3994-1224

令和7年度 市民後見人養成研修説明会 参加申込書

ふりがな

名前

年齢

住所

電話番号

参加動機

- ①テーマに関心がある
- ②市民後見人として活動を考えている

その他（ ）

備考